

空港活性化部会設置要領

(設 置)

第1条 地域の広域的な交流・連携基盤として広島空港の拠点性を高めるため、空港の活性化に向けた官民連携のあり方や運営の方向性等について取りまとめ、県に提言することを目的として、広島県空港振興協議会規約第12条の規定に基づく専門部会として、空港活性化部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所 掌)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広島空港の活性化に向けた官民連携のあり方や運営の方向性等についての取りまとめ及び県への提言
- (2) その他部会の目的を達成するために必要なこと

(組 織)

第3条 部会の構成員は、別表のとおりとする。

- 2 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は会務を総理する。
- 4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長の職務を代行する。

(設置期間)

第4条 部会の設置期間及び構成員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする。

(運 営)

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、委員が、やむを得ない理由で出席できない場合は、代理人が出席し議事に加わることができる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報 告)

第6条 部会長は、部会の活動状況等について、適宜、会長に報告するものとする。

(雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が副部会長と協議の上決定する。

(附 則)

この要領は平成27年10月30日から施行する。

(附 則)

この要領は平成28年7月14日から施行する。

(別表)

	所属	職	氏名
部会長	広島商工会議所	副会頭	廣田 亨
副部会長	広島県	空港港湾部長	<u>宮津 智文</u>
委員	福山商工会議所	会頭	林 克士
	広島県商工会連合会	会長	熊高 一雄
	中国経済連合会	<u>常務理事</u>	谷口 雅彦
	広島経済同友会	代表幹事	森信 秀樹
	広島県経営者協会	会長	西川 正洋
	(公社)広島県バス協会	会長	棕田 昌夫
	(一社)日本旅行業協会	中四国支部長	大小田 博之
	広島国際航空貨物運送協会	会長	<u>栗山 良政</u>
	広島市	道路交通局長	向井 隆一
	広島県市長会	三原市総務企画部長	里村 学
	広島県市長会	福山市建設局長	<u>岡本 浩男</u>
	広島県市長会	三次市地域振興部長	白石 欣也
	広島県市長会	東広島市 <u>政策企画部長</u>	<u>西村 克也</u>
広島県町村会	坂町技監兼建設部長	藤原 博明	